

審議経過について

(駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書)

網掛けは答申案に記載した事項

1 議事概要 (H28.6.28)

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要		事業者の回答・説明の概要
廃棄物	黄委員	質問	解体工事について	新工場の建設後、旧工場を解体することになるが解体時の廃棄物は評価を行わないのか	現工場の解体については、解体時期など具体的な計画が決定していないため、今回の環境影響評価には含まれていない。
				解体は別事業として認識してよいか。	別事業と考えている。
日影	小篠委員	質問	建築基準法の規制について	予定地は市街化調整区域であり、日影規制はない。建築基準法との照らし合わせとあるが、どのように評価するのか。	建築基準法の規制のうち、どれかを適用する予定。
				どれを適用するかで基準は大きく変わる。	現段階では未定である。
温室効果ガス	小篠委員	質問	新工場の排出量について	新工場の排出量については、評価は行われぬのか。	既存の実績と比較して、評価を行う予定であり、そのための現況調査である。
動物植物	吉田委員	意見	レッドリストについて	札幌市版レッドリストに関する記載がないので、参照すること。	準備書では必ず記載する。
人と自然のふれあい活動の場	松井委員	意見	項目の必要性について	今回事業の実施にあたり、あまり必要性のない項目と思われる。	除外も含めて検討する。

2 審議会（H28.6.28）後の意見

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要
動植物 生態系	早矢仕委員	質問	<p>配慮書段階の指摘について</p> <p>昨年度、配慮書審議の際に、「計画段階配慮事項の項目の選定（４－１） 「工事の実施」に含まれる３項目（「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」「切土工等及び工作物の存在）」はいずれも、「動物」と「生態系」の影響要因として選択されるべき項目と指摘したが、方法書において、動植物及び生態系への影響について選択されたものは「切土工等及び工作物の存在」の一項目のみである。ほかの２項目が選定されなかった理由はなにか。</p>	<p>当方の確認不足であり、項目の選定において漏れがあったため、今後、次のとおり対応を考えている。</p> <p>1. 現地調査においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」についても、方法書の「切土工等及び工作物の存在」、「地形改変後の土地及び工作物の存在」で示した内容で併用できるものである。</p> <p>2. 準備書においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」についても項目として選定した上で、動植物、生態系以外で実施する騒音、振動や交通状況に係る予測結果などを活用して「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」に係る動植物、生態系の予測評価を実施する。</p>
			<p><再質問></p> <p>準備書においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」も動植物・生態系への影響要因として選定するとの回答であるが、表８－２－１に記された「予測時期」について「工事の実施による影響が最大になる時期」は、対象となる動植物の生態特性から影響が最大になる時期を特定するのか。それとも、騒音が最大になる時期、あるいは通行車両数が最大になる時期など、工事規模が最大になる時期を指すのか。</p>	<p>現時点では工事の詳細工程が決まっていないため、動植物の生態特性に対して影響が最大となる時期（繁殖期等）に工事のどの工程が重なるのか不明である。このため、工事規模が最大となる時期（条件）についてその影響の程度（騒音の程度など）を予測し、その結果を用いて動植物の生態特性から影響が最大になる時期（繁殖期等）に対して影響を与えるかどうかを予測・評価することを考えている。</p> <p>言い換えれば、動植物の生態特性から影響が最大になる時期（繁殖期等）に工事規模が最大となる時期が重なった場合の条件で予測・評価を行うことを考えている。</p>
動物 生態系	早矢仕委員	意見	<p>調査範囲について</p> <p><要望></p> <p>事業者回答では「現地調査においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」についても、方法書の「切土工等及び工作物の存在」、「地形改変後の土地及び工作物の存在」で示した内容で併用できるものと考えております。」とある。</p> <p>これらの項目の調査地域について方法書では、「事業実施区域及び敷地境界から 200mの範囲」と記されているが、方法書で重要な種に挙げられている猛禽類については、とくに繁殖期に、より広域での影響が危惧されるため、現地調査で希少猛禽類の生息が確認された場合には、調査範囲を境界から 200m の範囲に限定せず、営巣地の特定と「工事の実施」による影響の緩和措置検討が必要である。天然記念物クマゲラに関しても、現地調査で繁殖行動が観察された際には、騒音の発生に格段の配慮が必要となる。</p>	<p>猛禽類については、事業実施区域及び周辺において希少猛禽類が現時点で確認されていないことから、方法書には特に猛禽類に対する記載をしていないが、動物調査（特に鳥類調査）時に希少猛禽類の飛翔に留意し、確認された場合には、確認状況を踏まえ、「猛禽類保護の進め方(改訂版)― 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて ―」等を参考に猛禽類調査に必要な調査範囲を広く設定し調査を実施する。</p> <p>また、事業実施区域及びその周辺で営巣地が特定された場合には、営巣地に対する工事騒音の影響等を予測・評価し、影響が想定される場合には、環境保全措置の検討を行い、その内容について準備書に記載する。</p> <p>その他、猛禽類以外でも重要な種の繁殖等が事業実施区域及びその周辺で確認された場合には、予測・評価及び影響が想定される場合には環境保全措置の検討を行い、その内容について準備書に記載する。</p>

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要
動物生態系	内藤委員	質問	影響範囲について 第3章「事業実施区域および関係地域の概要」において、動植物の「影響範囲」を1km、猛禽類及び生態系の「影響範囲」を5kmとしていますが（p3-2）、「影響範囲」よりも「調査範囲」を狭くする理由はなにか。	第3章については、事業実施区域及び周辺地域の概況を主に既存資料を用いて把握した内容であり、既存資料調査であることから影響範囲（既存資料調査対象範囲）を広めの設定としている。 第7章で示した調査範囲は、環境影響評価に必要な、より詳細な現地調査を行う範囲として設定したものであることから、第3章の影響範囲（既存資料調査対象範囲）よりも狭い範囲となっています。
動物生態系	内藤委員	意見	調査範囲について 第7章「環境影響評価項目の選定」において、動植物（猛禽類を区別していないように読み取れる）および生態系の調査地域を、事業実施区域及びその周辺200mとしています（p7-113、115、121、123、127、129）が、猛禽類や哺乳類等移動能力の高いものについては、200mの調査範囲では狭いと考えます。	動物（猛禽類以外）の調査範囲については、方法書（p.7-121）にも記載のとおり、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年建設省都市局都市計画課）において動物の調査範囲は「事業実施区域及びその周辺200mとする。」と示されていることを根拠に設定した。「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年建設省都市局都市計画課）における200mの設定範囲は中型哺乳類の行動圏をもとに設定しているため、今回の調査範囲としても適切であると考えている。 また、猛禽類については、事業実施区域及び周辺において稀少猛禽類が現時点で確認されていないことから、方法書には特に猛禽類に対する記載をしていないが、動物調査（特に鳥類調査）時に希少猛禽類の飛翔に留意し、確認された場合には、確認状況を踏まえ、猛禽類調査に必要な調査範囲を広く設定し調査を実施する。
動植物生態系	内藤委員	意見	事後調査について 事後調査について必要に応じて、環境保全措置が適正であるか、モニタリングを行うことをご検討すること。例えば、植栽等を施した後、生物ネットワークの連続性が確保されているかのモニタリング調査など。	事後調査については、準備書の段階で調査、予測、評価、環境保全措置の検討を行った結果から必要な事後調査内容を検討し、準備書に記載する予定である。

3 審議会 (H28.8.2) の議事概要

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要	
その他	森本委員	意見 質問	試運転期間について	試運転期間中の新旧工場の累積影響には温室効果ガスも追加すべきではないか。 また、選定されていない項目がある理由はなにか。	試運転期間は3か月程度と短期間であるため、その期間に影響が生じるものとして項目を選定した。
景観	上田委員	質問 意見	圧迫感について	施設計画では見込み角、準備書では形態率と二つの調査・予測・評価が混在する理由はなにか。 また、形態率の評価では煙突が含まれていないのではないか。 煙突の色は住民の関心が高いため評価すべき。	施設計画は、配慮書段階において資料などから計算が可能であるため採用した。 準備書においては、見込み角では横方向に対する指標がないため形態率を採用することとしている。 なお、形態率では煙突も含めて算出が可能である。
			煙突の評価は形態率だけでは不十分であるため、垂直見込み角の評価も行うべき。	準備書段階においては、煙突に対して、垂直見込み角による予測・評価も実施する。	
			形態率が15%以下と設定する根拠はなにか。8%ではないか。	参考とした文献が15%であったので、8%と設定している文献について情報提供をお願いしたい。	
			配慮書段階では、緑で覆うなどの意見があったが、どのように対応するのか。 事業予定地の現在の緑地を残し緩衝緑地を設けることなどで圧迫感がある程度解消することを記載してはどうか。	準備書段階で形態率を算出し、必要な環境保全措置を検討する。	
その他	黄委員	質問	事業規模について	新工場の運転開始が平成36年度であり、その後30年間の稼働を考慮すると、長期的にさらなるごみ焼却量の減少がありうると考えられる。600t/日という焼却能力は過剰ではないか。 国内外でごみ焼却を減らす方向に進んでいる。積極的な資源化施策により、焼却ごみが不足し、今後稼働不要となる焼却炉ができる可能性はないか。計画段階で十分配慮してほしい。	現在、稼働している発寒清掃工場や白石清掃工場の老朽化による処理能力の減少も考慮している。 今後、これらの工場も更新することとなるため、その際には処理能力を現在よりスケールダウンする可能性がある。 施設の能力については、焼却ごみ量に応じた適切な規模を設定する。
動物 生態系	早矢仕委員	意見	調査時期の設定について	調査時期は、「動植物の生態特性から影響が最大となる時期と、工事規模が最大になる時期が重なった場合の条件で予測・評価する」としているが、影響が大きいと判断した場合の対応として、単なる工事時期の変更や工事規模の任意の縮小ではなく、変更した場合の影響についても予測評価をすること。	ご意見を参考に検討する。

4 審議会 (H28. 8. 2) 後の意見

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要	
景観	上田委員	質問 意見	圧迫感について	景観における圧迫感の予測・評価方法について形態率による予測・評価だけでなく、煙突に対しては、垂直見込み角による予測・評価も行うべきである。	指摘のとおり、準備書段階においては、煙突に対して、垂直見込み角による予測・評価も実施する。
			景観において煙突の色も評価すべきではないか。	景観において煙突の色も評価すべきではないか。	方法書段階では、景観における煙突の色については選定項目としていないが、準備書段階において、煙突の色の評価を実施するか検討する。
			景観における圧迫感の評価指標として形態率を 15%以下とすることとしているが、その根拠は何か。	景観における圧迫感の評価指標として形態率を 15%以下とすることとしているが、その根拠は何か。	形態率の評価指針として示した 15%以下という値は、方法書にも記載のとおり文献（「周辺建築物の影響を考慮した大規模建築物から受ける圧迫感と許容限界値に関する研究」(1990年 日吉聡一郎、武井正昭)）を参考にし、設定している。 今回、上田委員からのご意見にある 8%という指標については、文献（圧迫感の計測に関する研究 1～4、日本建築学会論文報告集第 261号、昭和 52 年 11 月、第 262 号、昭和 52 年 12 月、第 263 号、昭和 53 年 1 月、第 310 号、昭和 56 年 12 月）を参考にして検討するが、前者の文献の方が直近に出されたものであることから、15%という値を評価指針にすることと考えている。
大気	松井委員	意見	予測手法について	予測モデルで提案されている手法は、簡易的な予測方法のため、過小評価となる場合があり得る、最悪ケースを予測するべきである。	ご意見を参考に、想定される最悪の条件下での予測・評価を行う。また、予定している予測評価方法で適切な評価が出来ない場合は、他の方法での評価を検討する。
悪臭	松井委員	質問 意見	予測手法について	悪臭の予測でも、拡散に関しては地形上同様な課題がある。悪臭の予測においても同様な予測手法を利用するのか。また、臭気指数として 10 という値を目標値として利用することは、必ずしも妥当とは思えない。そもそも、悪臭については発生量の予測が難しく、どのような方法で予測精度を確保するのか。悪臭の拡散、悪臭の発生量については、現行の工場の過去の測定結果などが利用できるかと考えている。	悪臭の影響については、煙突排出ガスに係る大気質と同じ手法（短期濃度予測）で予測を行うが、前出の大気質と同様に、想定される最悪の条件下での予測・評価を行う。 また、予定している方法で適切な評価が出来ない場合は、他の方法での評価を検討する。 臭気指数 10 については、悪臭防止法に基づく当該地域（札幌市の都市計画区域全域）の規制基準値（敷地境界）であり、評価は施設からの漏えいに関しては敷地境界地点、煙突排出ガスに関しては最大着地濃度地点に対して行うことを考えており、これらの値を判断基準として用いるが、事業者として実行可能な範囲で、できる限り環境影響を回避・低減するよう努めることとする。 悪臭の拡散、発生量については、委員の指摘のように、現工場の竣工時における工場周辺、敷地境界、工場内での測定データを利用するとともに、今回実施する事業実施区域及び現工場の敷地境界等の測定データを用いて予測・評価を行う。
低周波音	松井委員	意見	評価について	低周波音の評価方法について、参照値を下回っても影響は生じるがどのように利用する予定か。	『低周波音問題対応の手引書』に記載のある参照値を参考とはいたしますが、これは苦情に対処するためのものであり、住民への影響の有無を判断するものではないことから、目標値として扱うことはありません。 なお、現存の類似施設の事例も参考にしながら評価を行ってまいりたいと考えております。